

勅修百丈清規左觸の研究

大石守雄

(花園大學)

勅修百丈清規左觸⁽¹⁾二十一卷(含目錄一卷)は妙心寺塔頭龍華院の無著道忠が撰述したものである。無著道忠は承應二年(一六五三)七月出生し、延享元年(一七四四)十二月示寂したのである。

その當時は江戸幕府の政策に左右されて權勢におもねり政治に參與すると共に、寺院法度を作らしめて、之に反く者は嚴罰に處することとした。これは一面には封録を與へて恩恵を施すと同時に、他面法度を以て自由を束縛したのである。乃ち大徳寺、妙心寺に於ても元和元年(一六一五)五ヶ條の法度を受け、寛永六年(一六二八)家光は又之を改正して嚴重の度を加えるなど宗團の壓迫干涉があつた。然し此等の法度や條令に現れたる一つの趣意は、學問即ち教相・事相・法式の修得を奨励したことで、家康の階級秩序の保全方針は即ち封建社會の維持となり、僧侶の階位と寺格の昇進は此の學績に準據して定められたから、諸宗は相當の發展を見るに至つた。

此の間禪宗にあつては、破菴派下の禪を舉揚した渡來僧、道者超元(一六五一渡來)に續いて承應三年(一六五四)來日した隱元隆琦(一六七五)は沈滞していた教界に非常な刺戟を與え、臨濟・曹洞の傑僧は競つて之に馳せ、教學の振

興に大なる影響があつた。又その當時我が國文化の糧は、明國の風をとつていた爲め、隱元の純粹な中國趣味と文藝とは一朝にして人士の衆目を曳くに至り、教團内外の人々にも崇敬の的となつたのである。又曹洞に於ても月舟宗胡(一六六八)は宗門の墮落をなげき宗統復古を叫び、その弟子卍山道白(一六三五)も志を繼ぎ、一師印證の頽廢を遺憾に思い法統の亂脈を匡正して、伽藍法と人法の區別を明らかにするに至つたのである。更に臨濟に在つては、大德寺の澤菴宗彭(一五七一)は禁中、幕府に歸依崇拜されて江戸に東海寺を創建し、武士庶民に教化した。次いで妙心寺の大愚宗築(一五八四)は奇行を好み皇室、將軍の問法延見に其夕遁れて應じなかつた。更に愚堂東寔(一五八九)は妙心寺の中興と云はれ、皇室、幕府に出入りして歸依篤く、越後より美濃、伊勢、豊後地方に教線を伸張した人である。これに續いて九州に在つて覇を唱え、一派の禪を擧げた古月禪材(一六六七)がある。一方白隱慧鶴(一七二〇)は看話禪を確立して一大新生面を開き道風は天下に風靡して、禁裡より武士庶民に至る迄教化の手をさしのべた人である。これと共に盤珪永琢(一六九三)は獨自の不生禪を唱え發展したが、法嗣なく一代に終つた。又卍元師蠻(一七二六)は延寶傳燈錄四〇卷並に本朝高僧傳を撰述して一六六二人の傳を作つて禪宗史上異彩を放つたのである。

更に轉じて幕府の官學として採用された儒教は勿論のこと、國學、神道學は興起發達に伴つて排佛論が唱えられ、儒教に於ては朱子學を以て佛敎を攻撃したのである。これは中國宋代の儒學者の排佛論をそのまま移して唱えて居り相當根強いものがあつた。その反動として佛敎革新運動が起り、特に戒律復興が叫ばれて來るのである。

此の間に生を享けた無著道忠は、宗門の復興、宗義闡明に畢生の努力をし、滔々たる時代の潮流に溺れず名利を捨て、粉骨碎心、禪門典錄の述作及び註疏考證に精進された處に偉大な面目を窺ふ事が出来る。

近年儒者佛者承昇平之間暇、以述作箠鼓于朝野、不是苦海之波瀾、則峨帽之鷓臬也、希禱媿者、遺有識之笑、

望沾利者、遷到惑世焉（澗水文集擇省卷二）

來教師論、唯々知垂足堅指之爲道、不知門庭施設禪備衆格之說誠如高議焉、所謂一味悟底之方便也、由餘觀之、祖道掃地、今時之所爲垂、恐非古之足、今時之所爲堅、恐非古之指、只是叢林傳習不據本源、苟不據本源則門庭施設亦帶墜干戲論之域矣、護法大士至於斯可不嗚咽悲泣耶（澗水文集擇省卷三）

とある如く、當時の禪僧は擧げて魔道に趣き俗儒に伍して沾利の爲の典録の講學を事とし、且つその生命たる宗旨の本願を忘却し、空しく平安の夢を貪つて自家裡の寶玉を見る者少なき時弊を看破して、苟も本源に據らざれば門庭の施設も亦戲論の域に帶墜すと述べられた處に無著道忠が畢生の努力を傾注せしめた宗義闡明への根本思想が開示されている。

更に無著道忠の行實年譜は村田無道氏⁽²⁾、南川宗謙氏⁽³⁾、飯田利行氏等⁽⁴⁾によつて述べられているので省略するが、葆雨和尚（無著は葆雨堂と稱す）自撰書目録には一八〇部六六一卷と記している。此の自撰書の分類には村田無道氏は注釋類五四種二二一卷、考證類一六種五五卷、雜纂類二六種一九五卷、清規類二種六卷、史傳類一二種二三卷、語錄類二種五卷、詩文類二四種七五卷、雜類四六種八一卷としている。又南川宗謙氏は註疏類五七種二一五卷、考證類八一卷、史傳類一三種二六卷、語錄類二種五卷、詩文類二七種七九卷と稿本、未完本を含めて合計二〇九種七一二卷としている。飯田利行氏は禪學類六七種二五三卷、佛教學類七一種二三〇卷、國學類一一種一三卷、支那學類一七種二五卷、詩文類三四種一〇六卷、辭書類二八種六九卷、雜類四六種一四六卷、で合計二五種八七三卷となつている。又現存書一五六種を擧げている。

次いで道忠は天和四年（貞享と改元。一六八四）十二月「小叢林略清規」三卷を撰した。卷首を見るに、

自幼歲、幸濫劇華園蕃廡、目擊貪婆盛規、復軀都肄茅絕之裏焉。迨緊帽草鞋染指五味、百城老宿以其自上國來爲孰爛干威儀進止遂、折節下問彼混洪者、鹵恭者余素乏背記、每恐所答謬漏卻益他傷焉。因欲作二小冊便於酬問也。適會法兄董周之聚福、發之日、祝余造小清規、且謂、巨叢席禮樂牛刀耳矣、割鷄者採之則未識所以下手也、余笑曰、非特拜兄之命、亦吾素蓄也。遂折衷小利所宜行者、名曰小叢林略清規。釐之爲四、一通用、二日分、三月分、四臨時。所謂不壞舊坊而止敗者也……

と序文にある如く、道忠が諸方歴參に際して本山の威儀進止を尋ねられること多く、地方より本山に登りし僧にも質問されることもあつて、然も之に答えるに謬りを教え、却つて傷を増す事を懼れて此の書物を作つたのである。一般地方寺院の用うるに便にして、今日と雖も必ず各寺に一部を備えている。現在の法儀は此の書物を基準にして行はれている功績は顯著なものがある。

貞享二年(一六八五)卅二歳の時、叢規口實一卷五〇枚を撰述する。所謂相國寺の定慧圓明國師が撰したもので、相國寺清規であるが、その中に文字の訛謬が多いため大鑑清規(一卷、大鑑清拙撰)や、鎌倉清規(一卷、撰者不明)や、禪林備用清規(十卷、式威澤山撰)等を對校是正して之を成したものである。

元祿四年(一六九二)、卅九歳の時、妙心寺山内大衆の爲め入衆日用清規(無量宗壽撰述)を講じられた。元祿十二年(二七〇〇)四八歳の時勅修百丈清規の註釋を完了、これが勅修百丈清規左觸の基礎となるのである。又勅修百丈清規の講義をされた。

寶永三年(一七〇六)、五四歳の時、龍華院において北運座元と圓位侍者の爲め勅修百丈清規内の日用規範を講じられた。

正徳五年（一七一五）、六三歳の時、年末に禪林象器第二〇卷を脱稿される。序文に見るに、

大凡佛教儒典、諸子歴史、詩文小説、目之所及、意所詣、遠蒐近羅、或對斜陽、或挑殘燈、多累歲月、稍覺無遺漏焉。……

と自信満々たるもので授書目録には、經疏八七種律九種、論一三種、漢土撰述經律論五五種、僧史類二〇種、禪史一九種、禪錄一一八種、禪文五二種、傳並行狀一九種、禪集五一種、清規三〇種、外典にして經に屬するもの易詩等一二種、左傳宋志傳等史類三七種、子類五種、集に屬するもの三四種、裸類一九四種、和書四種合計七七五種の書物を考證しているのを以てしても其の努力の絶倫なるに驚かざるを得ない。而して此著が完成した所以を次の如く云つてゐる。

五葉結果後、稟承祖胤者、多附居律寺而已矣、百丈和尚創意而設禪居、震耀儀表規矩、以謀令法乃住、乃觀有師徒焉、有堂舍焉、有禮則焉、有器服焉、以義定名。論曰、語於名轉名於義轉、名義既概矣、須是紬繹其義、而發明其名也。

とある如く、道忠の述作清規に於ける思想を窺い得る。即ち百丈の意を假りて宗義を宣明し、令法の久住を計り宗門興隆を期さんとされたのである。

享保元年（一七一六）、六四歳の時、勅修百丈清規の註解の筆をとられ、享保三年（一七一八）に二十卷成る。これを勅修百丈清規左觸と云う。又同年八月にも大衆の爲め無量宗壽の入衆日用清規を講じられている。

享保六年（一七二一）、六九歳の時、丹波龍潭寺（京都府龜岡市稗田野）に於て大衆の爲の勅修百丈清規を講じられた。大衆と共に起居すること二ヶ月間（二月三日開講四月二〇日講散）それに先立ち次の四ヶ條の誓約を寺の門前に貼り

つけた。

科 約

一、不納贊禮

一、不受檀施

一、不接客訪

一、不許方來相看

只要略世情、養恬靜、保攝衰驅、成辨勝會幸已衆悉

道 忠 白

右の科約よりして、この講會が如何に眞劍に行はれたかが察せられ、道忠の學風はあくまで名利を厭離し剛健中正高潔な性格態度がにじみ出ている。

以上は無著道忠の生涯より清規に關係あるものを摘出したのであつて、彼のほう大な撰述書目よりみて極く一部のものであるが、現在の法式が小叢林清規より出ている時我々は決してゆるがせに出来ないものがある。

註(1) 左觸の觸は觸と同字にて、ツノギリ、クジリ、童子の佩物で象牙で作り先をとがらせて角の様にしたもの、紐などの結び目を解くに用いるの意。

(2) 村田無道氏は禪林象器箋の巻尾(明治四十二年四月)

(3) 南川宗謙氏は禪學研究一六號(昭和六年十二月)「無著禪師の思想」妙心寺六百年史(昭和十年四月)四五五頁

(4) 飯田利行氏は「無著道忠」(昭和十七年十一月)

(5) 禪學研究四五號(昭和二十九年十二月)拙稿「大鑑清規の研究」参照

勅修百丈清規は至元四年（一三三八）に上巻完成したもので、東陽德輝・笑隱大詬の二人を中心に會粹參同して集大成されたものであるが、日本覆刻は古鏡明千が文和五年（一三五八）の四巻本で、所謂五山版と云はれるものである。

其の他元山覆刻本寛永六年（一六二九）刊本、萬治四年（一六六一）刊本、寛文四年（一六六四）刊本、享保五年（一七二〇）刊本、寶曆十二年（一七六二）刊本等がある。その註解本は日本に於ては雲桃鈔⁽²⁾、勅修百丈清規抄、勅修百丈清規左觚の三つが現存している。勅修百丈清規左觚の叙意を見るに、

余以元祿十三年庚辰、枉隨衆請、講說此書、春正月十七日開會、夏四月初二日敢場、余未嘗聽他之敷演、復非先施鑽研磨礱之功、適當斯敦請、點檢始終、鈔錄釋言、前年己卯、冬十月朔、從事、翌庚辰年、春正月九日、閱功、總一千二百六十紙、實銀鍊日淺、淹貫才疎、難解闕疑、罅漏俟正、爾後十七年、正德六年軌申是年改正月元享保朔、把舊藁、一一刪潤、至享保三年戊戌、七月廿四日、就緒、題曰左觚都二十卷、紙數計一千七百七十五張、

とある如く、大衆の要請によつて元祿十二年（一六九九）の冬十月より準備して翌年の正月九日に準備完了し、正月十七日より四月二日迄勅修百丈清規の講演が行はれた。それから十七年の正徳六年（享保元年、一七一六）より享保三年（一七一八）の三年間で勅修百丈清規左觚二〇巻を脱稿された。先述の如く正徳五年（一七一五）には禪林象器箋二〇巻を完成し、又享保五年（一七二〇）には勅修百丈清規の覆刻をされているのである。又叙意に續いて、

○世所刊布鈔本、錄雲章桃源之講說、故有題雲桃鈔本、但此鈔、引本據、以和字書、又引古語失典證、爲可憾焉、況筆誤刀訛、多文不成義乎、雖然鈔中、容有中巖諸老、從中華傳來、口授事迹、故實不忍廢之書

也、

雲桃鈔の批判である。これは雲章一慶が講説したのを桃源瑞仙が筆録したもので、和語本になつてゐる。又此の鈔の中に中巖圓月の口授した言葉が入つてゐる。中巖圓月は中國に渡つて勅修百丈清規の撰者東陽德輝に嗣法した人で、延文四年(一三五八)に萬壽寺に於て清規の講演を行つてゐる。更に續いて、

○余今解此書、累舉古解訛謬者、而斥破之、學支離者、判決之、覺太繁絮、雖然、若徑舉正義、不指其謬、則或有人執他以爲異說、故逐一舉所斥義、不顧繁雜、

と、繁雜を顧りみず詳細に正誤を判決しようとした炯眼は、宗義の闡明に外ならないと思う。次に「余按、禪林清規者、佛律之變也、云々」として釋尊成道よりの戒律を擧げ戒律の重んずべきを説いてゐる。

以上の叙意に續いて、他家歴代編修として僧尼軌範(釋道安撰)、法門清式(釋道安撰)、出家布薩法(普照撰)、在家布薩儀(齊文宣王撰)、涅槃茶毘儀(唐不空三藏撰)、律苑事規(省悟心源)、教苑清規(自慶撰)、臨終行儀等を擧げてゐる。

次に禪規歴代編修として、百丈清規を最初に記して、

百丈清規。忠曰、今此稱古清規、其本已亡、雖然本亡、今所傳諸規、不失大意、故咸淳清規序日、叢林規範、百丈大智禪師已詳、但時代寢遠、後人有從簡便、遂至循習、雖諸方或有不同、然亦未嘗違其大節也。忠又曰、古清規、不可改書成之年、今以爲唐德宗貞元年中成、

釋門正統四_冊八_冊曰、元和九年、百丈始立禪林規式、謂之清規、乃至是歲百丈卒、

忠曰、蓋正統本意、在記其入滅年、因言製規耳、不然、師以正月十七日滅、必不可是年、作清規、故未可爲書成之年。

とある如く、道忠は百丈の古清規は徳宗貞元年中に出来たものであると判定し、釋門正統を反駁している。引き續き蒲室集の清規作成の年代を訂正し、景德傳燈錄、廣燈錄、四家錄の百丈寂年の誤りを指摘している。更に、○已下斥妄說として、

古解序鈔三曰、禪苑清規宗引古云者、即百丈古清規也

忠曰、古清規已亡、古解何據、知其古清規耶

古解曰、十佛名、在古清規。又云、念誦等、百丈之所定也、

忠曰、古清規已亡、何從知十佛名、及念誦、在其中耶、余竊接淨土指歸集有此意、然彼是偏信念佛者、假

重於百丈、故以後代重修清規、爲百丈作而已、不足爲證、淨土指歸集文、此規病僧念誦處解引之、余又有所辨、

とある。古解とは雲桃鈔のことにして雲桃鈔の訛謬を楷正したのである。最後の割註については道忠の隨筆を集めた

萬里砂一卷の中に大佑妄議百丈清規論に曰く、

淨土指歸集曰、百丈大智禪師、以修禪之人、附居律寺、秦師徒之分、是建立叢林、以清規、繩之、自是天下

始有禪居、凡病僧危篤、集衆與之念誦、其詞曰、諸緣未盡、早遂輕安、大命難逃、徑生安養、其爲亡僧龜前念

誦則曰、神超淨域、業謝塵勞、蓮開上品之花、佛授一生之記、至荼毘時、資助往生、津送住持之法亦然、此

法載于清規、雖叢老宿、道眼明者、無不遵之而行、故知合五家之宗派、盡天下之禪僧、悟與未悟、無有一人、

不生淨土也、云々

と、更に續いて大般若經、阿彌陀經、灌頂往生十方淨土經等を引用して、淨土指歸集の訛誤を正すのに禪の念佛觀を以て論斷している。然し百丈古清規に極樂往生の淨土教教的なものがあつたかどうかは疑問ではないかと思う。現存最

古の清規と云はれる禪苑清規は宋代に編纂されたものであり、宋代は禪淨双修の色彩があり又、撰者長蘆宗賾も禪淨一致を唱えた人で、それ以後に於てあることはわかる。

百丈清規に續いて禪苑清規(長蘆宗賾撰)、入衆日用清規(無量宗壽撰)、叢林校定清規(后湖惟勉撰)、屏巖清規(未詳何人)、禪林備用清規(澤山一成撰)、村寺清規(澹寮繼洪撰)、幻住菴清規(中峯明本撰)、菴中須知(中峯明本撰)、禪苑清規總要(清江道忞撰)、勅修百丈清規(東陽德輝笑隱大訴撰)、尊正規(覺浪大師撰)、の中國に於て編纂された十二の清規を列擧している。日本編修清規は、永平清規(永平道元撰)、瑩山清規(瑩山紹瑾撰)、大鑑清規(清拙正澄撰)、大鑑小清規(同上)、損益清規(竺仙梵仙撰)、栢堂清規、清規要綱(書章一慶撰)、東漸略清規(東漸健易撰)、清規略要、鎌倉清規、南禪規式、天龍年中行事、東福清規、東福緝禮、叢規口實等十五の清規があげられている。此の中で同一異名の清規もあり、散佚して見ないものもある。

勅修清規の疏解及び流布講説について述べている最初に義堂鈔、雲桃鈔、雪嶺鈔の三つを擧げているが、雲桃鈔以外は現存しない。次いで古鏡明千の文和五年(一三五六)の刊行より中巖圓月の延文四年(一二三三八)の講演、義堂の至徳二年(一二三五)の講演、東漸健易、雲章一慶の各講演があげられている。

古今總論が續いているこれは百丈傳のある文献即ち宋高僧傳の百丈傳、編年通論、釋門正統、僧史略、大光明藏の百丈傳、禪林寶訓、幼月江録の百丈の贊、竹窓三筆等が引用されているのである。剩語には、中阿含經、羅湖野録、僧寶傳の福昌善禪師傳及び法昌遇禪師傳、續燈録の法印禪師の章、物初騰語の笑隱堪禪師の行狀、竺仙梵僊の健長録、東福大道一以禪師行狀、義堂日工集、雪竇錄等をあげ清規の重要性、規矩の嚴肅性を説いているのである。

勅修百丈清規左觴の本文に引用された文献を摘出して見るに、禪學關係の文献は二八九種にて語録類は一二六、清規

類が二九となつている。佛教學關係の文献は一八四種で内、經典が五三數えられる。その他、中國關係の文献及び辭書を含めて三一六種である。合計七八九種の文献を引用して註解本となつている。やはり筆頭に中國關係の文献に次いで禪學・佛教學となるが、私が此の文献より見ようとする目的は清規は、佛律之變也と云つた道忠の言華より中國に勃興した禪宗が戒律をどの様に變化さし、中國思想の何を取り入れて清規としたかを見たいと思つて、勅修百丈清規左鰐の授書目錄を作つて見た。然し不十分な爲め今後の研究に待つわけだが、大體に於て禮記、易經、論語、詩經等の中國關係の文献が現れて來た。又佛教學關係では中國撰述の經典及び註疏が五九數えられる。然し清規と云つても生活規範であるため日常生活のこと故、中國の風習、慣習が相當に入り込んで居るのであらうから、道忠の引用文献のみでは考察は不可能かも知れない。

以上勅修百丈清規左鰐については無著道忠の絶倫の精進によつて禪林象器箋脱稿後すぐ草稿に入り、三年後に完成しているのである。左鰐も雲桃鈔、勅修百丈清抄等の註解本に較べ近代的學問の形體をとらへ、繁雜を顧みず正確を期した點に、更に此の左鰐が基本となつて現代臨濟宗の法儀は實施されていることを忘れてはならないのである。

- 註(1) 印度學佛教學研究五卷ノ二號(昭和三十三年三月) 拙稿「勅修百丈清規考異」
- (2) 印度學佛教學研究四卷ノ二號(昭和三十一年三月) 拙稿「雲桃鈔の一考察」
- (3) 中巖自歷譜又は空華日工集